

平成23年4月
緊急災害時動物救援本部

緊急災害時動物救援本部義援金の交付申請について（ご案内）

緊急災害時動物救援本部では平成23年3月11日に発生した東日本大震災について救援活動を開始しております。今般の震災はこれまでに例のない規模であり、緊急の支援が必要であるとともに、活動の長期化が予想されます。

そのため緊急災害時動物救援本部では、迅速かつ透明性のある義援金の配分のため、別添資料のとおり救援推進部を設置し、義援金交付の申請受付を開始いたしました。現地被災動物救援本部あるいは動物関係NGO・NPOにおかれましては、より円滑な動物救援のため、全国の皆様から寄せられた義援金の有効な活用を検討していただければ幸いです。

添付資料

1. 緊急災害時動物救援本部・救援推進部設置要綱
2. 交付申請書様式（略）
3. 意見書作成例（略）

お問い合わせ先・申請先
緊急災害時動物救援本部
(事務局：財団法人日本動物愛護協会 丸山・吉野)
〒107-0062 東京都港区南青山 7-8-1
南青山ファーストビル6階
電話 03(3409)1821 ファックス 03(3409)1868
e-mail info@jspca.or.jp

緊急災害時動物救援本部・救援推進部設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災の発生に際し、緊急災害時動物救援本部による活動をさらに円滑に推進するために救援推進部を設置する。

(組織)

第2条 緊急災害時動物救援本部事務局内に救援推進部を置く。

2 救援推進部に部長1名、部員1～2名を置き、それぞれ本部長が任命する。

(所掌事務)

第3条 主に災害によって発生した動物救援を円滑に推進するため、資金援助、資材援助、人材援助に関することとする。但し、資材、人材については他との共管とする。

(資金援助の方法)

第4条 資金援助の方法は、下記の各号による。

- (1) 資金援助は、所定の書式に基づく申請によって実施される。
- (2) 申請区分は、下記のとおりとし、申請が競合する場合は、序列による。
 - A. 現地救援本部（NGO・NPO+地方自治体）
 - B. 動物関係 NGO・NPO（地方自治体による申請意見書を要添付）
 - C. 動物関係 NGO・NPO（緊急災害時動物救援本部構成団体による申請意見書を要添付）
- (3) 交付金額は、原則として下記のとおりとする。

前号Aの場合 1口200万円とし、3口以内とする。

前号Bの場合 1口100万円とし、3口以内とする。

前号Cの場合 1口50万円とし、3口以内とする。
- (4) 対象動物は、原則として家庭動物とする。
- (5) 交付決定日より6ヶ月以内に事業報告書及び決算報告書を提出すること。
- (6) 決裁区分は、本部長による。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、救援推進部に関し必要な事項は、本部長が救援本部会議に諮って、これを定める。

附則

1. この要綱は、平成23年4月4日から施行する。